水道施設管理点検システム導入業務　**変更**仕様書

# 総則

## 1-1.目的

（１）本仕様書は,総社市を「発注者」とし,受託者を「受注者」として業務を執行するため必要な事項を定めることを目的とする。

（２）本業務は，水道施設の管理点検にあたり，本年度発注予定の施設管理委託業務において，発注者と受注者間の情報共有等を図ると共に，対応状況等のデータ蓄積を行う必要があるため，水道施設管理点検システムの導入を行うものとする。

（３）固定資産台帳を管理している「ぎょうせい」のシステムに設定されている情報を基に，各種設定を行うものとする。

## 1-2.疑義等

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については，その都度発注者，受注者により協議し定めるものとする。

ただし，軽微なものについては，発注者の指示に従うものとする。

## 1-3.権利の帰属について

　本業務は，業務に於いて実施した，システム・設定情報の作成データ等，すべての情報についての権利は，発注者に帰属するものとする。

　なお，発注者は，情報公開のため，そのすべての権利を放棄し，パブリックドメイン（ＣＣ０）として公開することができる。

　ただし，システム本体は除く。

1-4.変更対応

　「ぎょうせい」のシステムとの連携が必要であることから，予期せぬ作業や別途「ぎょうせい」に対する費用等が発生した場合は変更対象とする。

## 1-5.その他事項

（１）本作業中事故があったときは，所要の措置を講ずると共に事故発生の原因及び経過，事故による被害の内容等について速やかに発注者に報告すること。

（２）本作業によって生じた諸事故及び第三者に与えた損害は，すべて受注者の責任により解決するものとする。

（３）作業が完了したときは，速やかに所定の成果を提出して発注者の審査を受けるものとする。

（４）作業終了後成果品に誤りがあった場合には，受注者は責任をもって直ちにその誤りを訂正しなければならない。

1. 水道施設管理点検システム構築

## 2-1.構築を行う技術者について

システム構築を行う技術者は技師（Ｂ）相当とする

## 2-2.システム構築の手順は

（１）業務打合せ　　　　　　　　　　　　　　　　　１人

・成果品の内容確認

（２）システム等の導入に関する諸事務

　　　・株式会社エコニティーとの打合せ　　　　　　１人

　　　　初期費用，年間利用料**８月**～３月**（８カ月分：変更‐１カ月）**年間契約とする

　　　・システム初期設定（発注者協議含む）　　　　１人

　　　・システムは株式会社エコニティー「設備管理の匠WEB版」とする。

（３）専用ＰＣの導入に関する諸事務　　　　　　　　０．５人

　　　・Ｖｏｓｔｒｏ３５１０ノートパソコン同等品以上

　　　　ＣＰＵ　　Ｃｏｒｅｉ５－１１３５Ｇ７

ＯＳ　　　Ｗｉｎｄｏｗｓ１１Ｐｒｏ

メモリ　　８ＧＢ－ＤＤＲ４

記憶　　　２５６ＧＢＳＳＤ

（４）既存ファイルの確認　　　　　　　　　　　　　１人**＋１人（変更）**＝**２人（変更）**

　　　・「ぎょうせい」システムからのデータ抽出

　　　・発注者の保有する「ぎょうせい」システムよりＣＳＶ出力

**・「水道施設管理台帳」の統合（変更）**

（５）システムへのデータ設定　　　　　　　　　　　５人**＋３人（変更）＝８人（変更）**

　　　・「設備管理の匠WEB版」への情報移行

**・「緊急対応業務受付簿」テンプレート作成（変更）**

（６）中間協議　　　　　　　　　　　　　　　　　１人

　　　・発注者との動作確認

　　　・修正箇所調整

（７）「ぎょうせい」システムとの連携確認　　　　１人

　　　・「設備管理の匠WEB版」から「ぎょうせい」へデータ連携確認

（８）納品　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１人

　　　・不具合箇所の修正および報告書の納品

2-3.納品

　　報告書　　　　１式（ライセンス情報等含む）

　　専用ＰＣ　　　１台